

太陽 ASG 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： デリバティブの課税上の取扱い

新日本石油は2006年11月1日付プレスリリースにおいて、同社が行っているヘッジ取引について、東京国税局から更正通知を受領したことを明らかにしました。具体的には、同社が産油国から輸入する原油の価格変動リスクをヘッジするためのスワップ取引（金融機関に毎月原油固定価格を支払うと同時に原油変動価格を受取る方式）が、有効なヘッジ取引に該当しないとして、ヘッジ取引を期末ですべて決済したものとして算出した利益（みなし決済損益）に対して課税が行なわれたとしています。

1 新日本石油が行っているスワップ取引の会計・税務上の原則的取扱い

新日本石油は、需要家にA重油等を長期間固定した価格で販売する事業(TESS : Total Energy System)を行なっています。TESSは固定販売価格での契約なので、製造原価である原油価格の変動リスクは同社が負います。このため、同社は原油価格変動リスクをヘッジし、キャッシュフローを固定化することを目的としたスワップ取引を金融機関等との間で行っています。

この種のスワップ契約では、取引開始時点では、契約期間中に授受することが予想される①固定価格の現在価値と②変動価格の現在価値は一致しているはずですが（①＝②）。しかしその後、原油価格は当初の予想どおり変動するとは限りません。したがって、ある時点以後授受される③固定価格の現在価値と④変動価格の現在価値の予想値は乖離します。

以上のスワップ契約の性質に鑑み、会計・税務上は、スワップ契約を各決算期末に解消（みなし決済）したと仮定した場合に、将来授受されることが予想される③固定価格の現在価値と④変動価格の現在価値の差額を算定し、資産（益金）・負債（損金）として計上することを義務付けています。この原則に則り、東京国税局は、（④>③の差額）284億円を益金に算入すべしという更正処分を行ったものとみられます。

2 スワップ取引の例外的取扱い（ヘッジ会計の適用）

しかし新日本石油は、以上の更正処分には合理性がないとして、更正処分の取消を求めています。理由は次のようなものです。なるほどスワップ取引自体には、284億円の益金が生じているかもしれないが、スワップ取引を開始したのは、原油価格が上昇した場合に生ずるTESS事業の損失を、スワップ取引から生ずる利益でヘッジすること（キャッシュフローの固定化）が目的なのだから、ヘッジ会計の適用が認められるべきであるという主張です。

このヘッジ会計とは、ヘッジ対象取引（TESS事業）から生ずる損益と、ヘッジ取引（スワップ取引）から生ずる損益に、一定の相殺関係が認められる場合には、ヘッジ取引から生ずる損益を、ヘッジ対象取引から生ずる損益が発生するまで繰延べることができるという取扱いです。これを会計上の仕訳で表現すれば、

[(借) デリバティブ (資産の部) 284億円 (貸) 繰延ヘッジ利益 (純資産の部) 284億円]と処理し、スワップ取引から生ずる損益を、貸借対照表の純資産の部において、繰延ヘッジ利益として翌期以降に繰延べます。この繰延ヘッジ利益は、将来のヘッジ対象取引（TESS事業）から生ずる損益と対応させます。

東京国税局が、新日本石油にヘッジ会計の適用を認めなかった理由は、明らかではありませんが、あくまでもヘッジ会計の適用が認められないとするならば、原油価格が下落し、スワップ取引自体に損失が発生するような場面では、スワップ取引のみなし決済損失を損金算入するための減額更正が行われるべきであるというのが、首尾一貫した考え方です。

お見逃しなく！

本文の取扱いは、スワップ取引に限らず、為替予約等の先物（先渡）取引、オプション取引等デリバティブ取引全般に適用されます。これは金融資産・負債を時価評価すべしとする考え方に基づいています（金融商品に係る会計基準：平成11年1月22日企業会計審議会）。